

手続・届出・申込みのきまり

諸手続き一覧表

事 由	手続き時期	必要書類等	付 記
認定を変更したい (1号認定⇔2号認定)	変更月の前月の15日締め切り	お問い合わせください	注1参照
家庭状況が変わる・変わった ① 住所変更 ② 他市町村へ移転 ③ 勤務先の変更 ④ 保護者が変わった ⑤ 離職した	即 時	速やかに園まで お問い合わせください 家庭状況変更連絡書他	注意2参照
通園方法を変更したい(注3)	8月・12月・3月 (10日までに)	通園方法変更届	バス通園⇔徒歩通園
入園証を紛失した	即 時	入園証紛失届	入園証再発行
登録メールアドレスを 変更したい	即 時	変更手続きの送信	緊急連絡網
保育料振替口座を変更したい	変更月の前月の 10日まで	口座振替依頼書	
伝染性疾患が治癒した	出席停止解除後 登園開始時	登園許可書	第一類法定伝染病 赤痢、コレラ、日本脳炎等
伝染性疾患が治癒した	出席停止解除後 登園開始時	軽快報告書	第二類 インフルエンザ等
給食の変更(幼稚園部) (給食を取る・取らない)	3月1日～10日まで	任意の用紙	年度途中の変更不可
休園したい	希望月の30日前までに	園にご相談ください	
退園したい	希望月の30日前までに	退園届	支給認定の取消

(注1) 利用認定の変更と届出について

- 1号・2号とも利用定員が定められていますので、希望すれば認定変更が出来るとは限りません。年度途中で変更を希望のされても収容定員に空きがない場合は、変更できませんのでご了承ください。

令和3年度の利用定員数

1号認定児：90名

2号認定児40名

■ 次のような場合は届出が必要になりますので園までお申し出ください。

・ 転居や市外への転居・保護者の就職や離職、離婚、その他の理由で家庭の状況が変わったとき

・ 認定変更の受付締切日は変更希望日の前月15日です。書類は14日までに園まで提出をお願いします。

(注2) 常陸大宮市外へ住所変更をする場合

転居先が常陸大宮市以外となる場合は転居後の市町村の認定（広域入所）を受ける必要があります。また、広域入所には一定の制限がありますのであらかじめ園までお問い合わせください。

※居住市町村の認定が受けられない期間は、保育料が実費負担となりますのでご注意ください。

(注3) 通園方法を変更する場合

通園方法の変更は原則として学期毎（4月・9月・1月）としています。変更を希望する方は各学期の始業日の20日前までに手続きが必要です。特にバス利用から徒歩通園に変更する場合には、締切日を過ぎてからのお申出は、変更月のバス運行管理費も頂く決まりとなっておりますのでご注意ください。尚、特別の事情がある場合はご相談ください。

提出書類・お申し込み、その他の手続き

期日や締切日の記載があるものは、期限内に提出をお願いします。

期日指定の記載のないものに関しては、ご案内後一週間を申込・提出期限の期限としています。原則として締切日以降の受付は致しかねます。何らかの理由により期限内の申込みや提出が困難な場合は、その旨、園までお申し出をお願いします。